

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会

会 長 中 野 泰 雄 (印略)

液化石油ガス設備士講習の申込みに伴う経験証明の適正化について (注意喚起)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび国所管の液化石油ガス販売事業者において、自社の従業員22名が液化石油ガス設備士講習の受講を申し込むに当たり、虚偽の経験証明をしたことが判明しました。

具体的には、受講者が1年以上の液化石油ガス設備工事の作業に関する経験を有している場合に、受講時間の短縮が認められる液化石油ガス設備士講習 (以下「第2講習」という。) について、実際には、1年以上の作業経験がない者に対して、これを有している旨の経験証明をしたものであります。

国では、液化石油ガス法令に適合しない不適正な行為として、当該販売事業者に対し厳重に注意し、改善及び再発防止に関する措置が講じられたところです。

つきましては、液化石油ガス設備士講習 (第2講習) の受講申請に際しては、下記事項についてご留意いただき、以後、遺漏のないよう関係者への周知方をお願いします。

記

- 自社の従業員が液化石油ガス設備士講習 (第2講習) の受講を申請するに際し、同従業員が「液化石油ガス設備工事の作業に関する1年以上の経験を有する者」であるかを十分に確認した上で、経験証明を行うこと。